



支えます！
職場の安心 企業の未来

～社労士～



12月2日は社労士の日



全国社会保険労務士会連合会

社労士会

検索 

〒103-8346 中央区日本橋本石町 3-2-12 社会保険労務士会館 TEL.03-6225-4864

こんなことでお悩み、お困り ではありませんか？

「雇用」として どうなるの？

就業規則、雇用契約書って？
労働時間の管理はどうしたらよいの？
労働保険、社会保険って加入し
なければならないの？

「雇用」した後は どうするの？

行政手続きが複雑でわかりにくい。
人事・労務管理の法律知識がない。
相談できる専門家がいてほしい。
従業員とトラブルが発生！
どこに相談したらよいの？

おまかせください

人事・労務の相談、年金、労働社会保険手続、ハラスメント対策や
過重労働対策など職場や企業の悩みは社労士にお任せください。

ご注意 アウトソーシング等を行う法人組織、経営コンサルティング会社、他士業等の社労士でない者が、労働社会保険に
関する申請書等の作成・届出及び帳簿書類の作成業務などを行えば、社会保険労務士法違反となります。

マイナンバー 対応



0000000000

社会保障分野の専門家としてマイナンバーの取り扱いについて、法令を遵守し、
適切な安全管理措置を講じるとともに、企業が講じなければならないマイナンバー
への対応について適切にサポートします。

インターネットでアピール 経営労務診断 サービス

企業の人事・労務管理に関する情報を社労士が確認・診断し、その結果を企業情
報ウェブサイト「サイバー法人台 ROBINS」に掲載し、企業の労務管理の健全性を
広くアピールするお手伝いをします。

※詳細は

社労士に相談・業務依頼をしたいときは…

全国47都道府県に設置されている社会保険労務士会にお問い合わせいただくか、
全国社会保険労務士会連合会ホームページの
「社労士会リスト」(www.shakaihokenroumushi.jp/footer/list/)をご覧ください。